

独立行政法人空港周辺整備機構一般競争入札者心得

第一 入札者及び契約当事者

入札参加のための申請書（競争参加資格確認申請書）及び入札書への記名押印（又は署名）をする者は、落札し契約を締結しようとする場合に契約の当事者となるべき会社の代表者又は支配人（会社以外の法人にあつては代表機関。個人の場合は本人。以下あわせて「代表者又は支配人」という。）とする。

第二 代理人による入札

- 1 第一の規定にかかわらず、入札書については、代表者又は支配人の代理人による記名押印（代理人による入札）を認める。
- 2 代理人が入札する場合には、代表者又は支配人との委任関係を証明する書類（委任状等）を、入札書とあわせて提出すること。

第三 入札書の提出方法

1 持参による場合

持参により入札書を提出する場合には、入札書を、入札案件ごとに封筒に入れ封印し、その封筒には次に掲げる事項を記載すること。

【封筒に記載する事項】

- ① 入札の件名、開札日、入札書が在中している旨
- ② 入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）
- ③ 事務担当者の氏名及び連絡先（電話番号及びFAX番号）

2 郵送による場合

郵便により入札書を提出する場合には、配達記録が残る方法（配達記録、書留郵便等）によるものとし、入札書は二重封筒にして、表封筒には郵送するために必要な記載等のほか、入札する入札件名、開札日及び入札書在中と記載し、中封筒には持参して提出する場合と同様の記載等を行うこと。

3 その他

- (1) 電報、ファクシミリ、電話等の1又は2の方法以外の方法による入札は認めない。
- (2) 提出した入札書の引換え、変更又は取消しは認めない。

第四 公正な入札の確保

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札に当たって、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札者の決定の前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札者は、他の入札者の代理人を兼ねることはできない。
- 5 入札者の代理人は、他の入札者及び他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

第五 入札の無効

次に掲げる者のした入札は無効とする。

- (1) 入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札
- (2) 入札公告、入札説明書及びその他付属書類に示した入札条件に違反した者又は入札者に認められる義務を履行しなかった者の提出した入札
- (3) 入札公告、入札説明書及びその他付属書類にない条件を付した入札
- (4) 代表者又は支配人との委任関係を証明する書類が提出されていない代理人のした入札
- (5) 記名押印（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札）
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- (8) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正な利益を得るため連合した者の入札
- (9) 他人の代理人を兼ねた者のした入札（当該代理をした入札を含む。）
- (10) 他の入札者の代理人を兼ねた代理人のした入札

第六 入札の延期

- 1 入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取りやめることがある。
- 2 1に掲げるほか、都合により入札日時及び場所は変更することがある。

第七 低入札価格調査

- 1 低入札価格調査を行う基準
 - (1) 予定価格を下回る最低価格であっても、その者の入札価格が当機構の定める低入札価格調査を行う調査基準（以下「低入札価格調査基準」をいう。）を下回る場合には、その者の入札価格によっては適正な履行がなされないおそれがないか又は公正な取引秩序を著しく乱すこととなるおそれがないか調査を行う。
 - (2) 最低入札価格が、低入札価格調査基準を下回ったときは、落札は保留として入札を終了し、当該入札価格を提示した者に対して低入札価格調査を行ったうえで、落札者を決定する。
- 2 低入札価格調査への協力義務
調査基準を下回った入札価格を提示した入札者は、当機構が行う低入札価格調査に協力しなければならない。なお、当該入札者が、低入札価格調査に正当な理由なく調査に協力しないときは、その者を落札者とししない。

第八 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合

- 1 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者による再度入札を行い、当該同価であった入札価格の範囲内で落札者を決定する。なお、次に掲げる場合には、再度入札は行わず、当該各号に掲げるところにより落札者を決定する。
 - (1) 当該同価の入札価格が、当機構の定める低入札価格調査基準を下回った場合は、再度入札を行わず、当該入札者に対して低入札価格調査を行い、落札者を決定するものとする。ただし、低入札価格調査の結果、落札者としても支障がないと認めた入札者が2人以上

- ある場合、当該入札者にくじを引かせる方法により落札者を決定する。
- (2) 当該同価の入札価格が、当機構の定める比較基準を下回る場合は、当該入札者にくじを引かせる方法により落札者を決定する。
 - (3) 再度入札を行った結果、当該同価の入札価格を下回る入札がなかった場合は、当該入札者にくじを引かせる方法により落札者を決定する。
- 2 1において、再度入札を実施する場合の入札書の提出方法及び提出期限については、当機構の入札執行職員の指示に従うこと。
- 3 1において、くじ引きを実施する場合には、次に掲げるところにより行う。
- (1) 入札者がくじを引くことを辞退したときは、入札を辞退したものとみなす。
 - (2) 入札者がくじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない当機構職員が当該入札者に代わってくじを引くものとする。この場合、当該入札者は当機構職員が代わってくじを引くことに同意する旨の同意書を提出しなければならない。

第九 入札等手続において使用する言語及び通貨

入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

第十 入札者に要求される事項

- 1 入札者は、入札公告、入札説明書及びその他付属書類を十分理解したうえで、入札に参加すること。なお、これらの資料について、質問があるときは入札説明書の定めるところにより当機構に説明を求めることができる。ただし、特に回答を要しないと認めた質問については回答しない。また、次に掲げる事項については質問を認めない。

【質問を認めない事項】

- ① 他の入札者に関する情報
 - ② 当該入札以外の契約に関する情報
 - ③ その他入札に関係のない事項
- 2 入札者は、入札後に入札公告、入札説明書及びその他付属書類についての不明を理由とする異議申し立てを行うことができない。

第十一 その他

1 入札参加の辞退

入札への参加申請を行い、当機構より競争参加資格確認の通知を受けた後に、入札への参加を取り止めようとするときは、入札書の価格欄に辞退と記載して入札説明書の定める入札書提出期限までに提出すること。

2 虚偽申請等に対する措置

入札に関連して提出された申請書等に虚偽の記載があった場合をはじめ、「契約に係る参加制限等の措置要領」（平成15年10月1日管第6号）に該当する場合には、該当者に対して、当機構の実施する入札への参加を制限する等の措置を講ずることがある。

契約に係る参加制限等の措置要領（平成15年10月1日 管第6号）…一部抜粋

（別表第1）

事故等に基づく措置基準

措 置 要 件
<p>（虚偽記載）</p> <p>1 機構の発注する一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>（過失による粗雑履行）</p> <p>2 機構と締結した契約（以下「機構発注契約」という。）の履行にあたり、過失により業務を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>3 当該相手方が受注した契約で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般契約」という。）の履行にあたり、過失により業務を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p> <p>（契約違反）</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、機構発注契約の履行にあたり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）</p> <p>5 機構発注契約の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般契約の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）</p> <p>7 機構発注契約の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 一般契約の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>

(別表第2)

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件
(贈賄)
1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が機構の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 個人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称いう。） ロ 役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。） ハ 使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）
2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人
(独占禁止法違反行為)
3 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第7号に掲げる場合を除く。）。
4 機構発注契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき（第7号に掲げる場合を除く。）。 (競売入札妨害又は談合)
5 個人、役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第7号に掲げる場合を除く。）。
6 機構発注契約に関し、個人、役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第7号に掲げる場合を除く。）。 (重大な独占禁止法違反行為等)
7 機構発注契約に関し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき イ 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（法人の役員若しくは使用人又は個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。） ロ 法人の役員又は使用人若しくは個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (不正又は不誠実な行為)
8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。
9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。